

生徒心得

県立十日町総合高等学校

1 校内生活について

- (1) 登校は、午前8時30分までとし、下校は午後6時15分までとする。
ただし、4年次以降生の登校に関してはこの限りではない。
- (2) 登下校の際は、制服を着用する。
- (3) 登校後は、放課後まで外出してはならない。やむを得ない理由で外出、または早退する場合は、学級担任に届けて許可を得ること。ただし、4年次以降生は、その後授業がない場合は下校しても良い。
- (4) 欠席、遅刻、早退、忌引、欠課は、事前に保護者が連絡すること。
- (5) 頭髪は自然のままの髪を保ち、端正な髪型にまとめる。染髪・脱色・変色（ドライヤー、アイロンなどのかけ過ぎなど）・カール・パーマ・エクステンション等は禁止する。
- (6) 化粧やアクセサリ等は、禁止する。リップクリームや日焼け止めを用いる場合は無色（リップクリームは無光沢）のものに限る。
- (7) 携帯電話・スマートフォン・タブレットをはじめ、学校生活に必要でないもの等は、登校してから下校するまで電源を切り使用しない。また、放課後まで個人ロッカーで保管する。但し、家庭などと連絡を取る必要がある場合は、近くの職員の許可を得て使用を認める。不適切な使用が発見された場合は、担任が預かり、該当生徒を指導するとともに家庭連絡のうえ返却する。

2 校外生活について

- (1) 外出は、特別の場合を除いて午後9時までとする。
- (2) 風紀上有害な遊び場（パチンコ等各種遊戯場や飲酒中心の店等）への出入りは、禁止する。
- (3) 生徒間の外泊は禁止とする。やむを得ない場合はお互いの保護者の承諾を得ること。

3 服装について

- (1) 制服は本校指定のものを着用する。
- (2) 衣替えを設ける。

※着こなしの詳細については、掲示ポスター等に従うこと。

（夏服）

ネクタイまたはリボンの着用は自由。

※ ただし、全校集会その他学校行事の際は、ワイシャツ（白）またはブラウス（白）に着用する。

男子：スラックスにワイシャツ（白）またはポロシャツ（学校指定のもの）を着用する。

ワイシャツはスラックスの中に入れる。

女子：スカート又はスラックスにブラウス（白）またはポロシャツ（学校指定のもの）を着用する。ブラウスはスカートまたはスラックスの中に入れる。

（冬服）

ネクタイまたはリボンを常時着用する。

男子：スラックスにワイシャツ（白）、ブレザーを常時着用する。

女子：スカート又はスラックスにブラウス（白）、ブレザーを常時着用する。

（3）制服を变形（改造）してはならない。

※ 変形（改造）した場合は再購入してもらう。

（4）制服を譲り受けて着用する場合は生徒指導部の許可を得て、ネーム等の刺繍の入れ直しをして、着用すること。

（5）冬服時のセーター、ベスト、カーディガンなどはVネックのものか学校指定のものを着用し、上着から出ないようにする。セーター、ベスト、カーディガンの色は、白・黒・紺・グレー・ベージュのいずれかとする。丸首セーター、トレーナー、パーカーなどは着用禁止とする。

（6）靴下は無地で華美でないものを着用すること。

男子のベルトは無地で華美でないものを着用すること。（黒、茶等）

4 アルバイト（就労行為）について

（1）長期休業中（夏季・冬季・春季）のアルバイトについて

① 「アルバイト届け」を提出する。但し、欠点科目が無い場合に限る。

② 次の職種は禁止する。

・法律で禁止されているもの

・高校生として不適当なもの（アルコールの提供を主とする飲食店、ゲームセンター、パチンコ店等）

・宿泊を伴うもの・夜8時以降のもの

（2）平常時アルバイトについて

① 原則として禁止であるが、やむを得ない事情のある生徒については、生徒指導・担任が保護者に事情を確認後、保護者資料・担任作成資料を基に校長が可否を判断する。認められた場合は「アルバイト許可願」を提出する。1年次は原則として夏季休業終了後とする。

② 週3日以内とし、平日（授業日）は午後4時以降、午後8時までとする。

③ 定期考査1週間前から考査期間終了までは禁止とする。

④ 職種については上記（1）と同様とする。

⑤ 成績不振、欠席、遅刻、欠課、怠学、服装や頭髪の乱れ等、日常の学校生活に支障がみられる場合及び上記項目に反する場合は、許可をしない。また、許可を取り消す。

- ⑥ 平常時のアルバイトを認められている者で長期休業中も同じ所で行う場合は、別に長期休業中のアルバイト届けを提出する必要はない。
- ⑦ 無許可アルバイトで指導を受けたものは直近の長期休業中のアルバイトはできない。
例・6月に無許可アルバイトで指導を受ける→夏季休業中のアルバイトは認めない。

5 原付バイク、自動車について

(1) 原付バイクの免許取得に関すること。

- ① 原付バイクの運転免許取得希望者は、「許可願」を学級担任に提出し、取得後は「取得届、原付バイク登録」を提出する。
- ② 取得期間は、1年次の夏季休業開始日以降の休業日とする。
- ③ 自動二輪の運転免許取得及び運転・同乗は、禁止する。

(2) 自動車の免許取得に関すること。

- ① 自動車の運転免許取得希望者は、事前に「自動車学校入学許可願」と「自動車免許取得に関する誓約書」を学級担任に提出する。
- ② 自動車学校への入校は、3年次の夏季休業開始日以降認める。準中型自動車の免許取得については、進路に必要と考えられる場合、取得を許可する。(学校の授業や行事に差し支えの無いように受講すること)
- ③ 免許センターでの免許取得に関しては、3年次の夏季休業以降の休業日とする。
- ④ 自動車の運転は卒業まで禁止する。但し、卒業式後は保護者が同乗する場合は運転を許可する。
- ⑤ 免許取得に関する事項は定期考査1週間前より定期考査期間終了まで禁止する。

(3) 原付バイク・自転車通学について

- ① 原付バイク通学は、学校で定めた範囲で交通の不便な者に限り許可する。但し、部活動関係の事情により通学を希望する者は、部活動顧問と相談の上許可することもある。
- ② 原付バイク通学（最寄り駅まで利用する者も含む）を希望する者は、「許可願」を学級担任に提出し、講習会を受けて諸条件を満たした後に許可される。
- ③ 自転車通学を希望する者は、「自転車通学届及び自転車登録」を提出し、ステッカーの交付を受ける。
- ④ 冬期間は、原付バイク及び自転車通学を禁止する。
- ⑤ 交通違反等をした場合は、許可を取り消すこともある。

6 許可、届けを必要とするもの

許可が必要なもの	届けが必要なもの
登校後の外出、早退 【外出、早退許可届】	遅刻、欠席、公欠、忌引をする 場合【担任に連絡】
原付バイク、自動車の運転免許証を取得する場合 【原付免許取得許可願、免許取得及び原付バイク登録】 【自動車学校入学許可願、普通自動車免許取得に関する誓約書】	長期休業中にアルバイトをする 場合【アルバイト届】
原付バイクで通学する場合 【原付バイク通学許可願】	自転車に通学する場合【自転車 通学届及び自転車登録】
通年のアルバイトをする場合 【平常時アルバイト許可願】	

7 忌引きについて

忌引日数は、次のとおりとする。

- ・ 父母死亡 7 日以内
- ・ 祖父母死亡 3 日以内
- ・ 兄弟姉妹死亡 3 日以内
- ・ 曾祖父母死亡 1 日
- ・ 伯(叔)父伯(叔)母死亡 1 日

令和5年4月1日から一部改正施行する。

県立十日町総合高等学校では、『自律』を重んじ生徒たちが主体的に「生徒心得」を遵守して学校生活を送ることができるように自らのあるべき姿を考えさせている。

また、総合学科であることから、農業科、工業科、商業科、家庭科という専門学科教育にも力を入れており、この観点からもルールを守ること、服装や頭髪等の生活態度、挨拶等、社会人として如何にあるべきか、ビジネスマナー、ひいては雇用されうる能力 (Employability) に繋がるものとして「生徒心得」を捉えている。